



島根県報

平成17年10月25日(火)
号外第103号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

島根県企業立地促進助成金交付要綱の一部改正

(企業立地課)

告 示

島根県告示第1,122号

島根県企業立地促進助成金交付要綱(平成5年島根県告示第429号)の一部を次のように改正する。

平成17年10月25日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第2の2の項中「取得」の次に「(過去に条例第6条第1項に規定する認定計画に従って立地を行った際に用地を取得した場合であって、知事が特に認めた場合を含む。)」を加える。

附 則

- この告示は、平成17年10月25日から施行する。
- この告示による改正後の島根県企業立地促進助成金交付要綱の規定は、平成17年10月25日以後の島根県企業立地促進条例(平成4年島根県条例第23号)第4条第1項の規定による認定(以下「認定」という。)に係る助成金について適用し、同日前の認定に係る助成金については、なお従前の例による。

